令和７年大和町議会２月随時会議会議録

令和７年２月７日（金曜日）

応招議員（１６名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 本　田　昭　彦　君 | ９番 | 馬　場　良　勝　君 |
| ２番 | 佐　野　瑠　津　君 | １０番 | 今　野　信　一　君 |
| ３番 | 宮　澤　光　安　君 | １１番 | 渡　辺　良　雄　君 |
| ４番 | 平　渡　　亮　君 | １２番 | 槻　田　雅　之　君 |
| ５番 | 櫻　井　　勝　君 | １３番 | 堀　籠　日出子　君 |
| ６番 | 森　　秀　樹　君 | １４番 | 大須賀　　啓　君 |
| ７番 | 佐々木　久　夫　君 | １５番 | 児　玉　金兵衛　君 |
| ８番 | 犬　飼　克　子　君 | １６番 | 今　野　善　行　君 |

出席議員（１５名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 本　田　昭　彦　君 | ９番 | 馬　場　良　勝　君 |
| ２番 | 佐　野　瑠　津　君 | １０番 | 今　野　信　一　君 |
| ３番 | 宮　澤　光　安　君 | １１番 | 渡　辺　良　雄　君 |
| ４番 | 平　渡　　亮　君 | １２番 | 槻　田　雅　之　君 |
| ５番 | 櫻　井　　勝　君 | １３番 | 堀　籠　日出子　君 |
| ６番 | 森　　秀　樹　君 | １５番 | 児　玉　金兵衞　君 |
| ７番 | 佐々木　久　夫　君 | １６番 | 今　野　善　行　君 |
| ８番 | 犬　飼　克　子　君 | | |

欠席議員（１名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １４番 | 大須賀　　啓　君 | | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 浅野俊彦君 | 農林振興課長 | 阿部晃君 |
| 副町長 | 千葉喜一君 | 商工観光課長 | 蜂谷祐士君 |
| 教育長 | 八巻利栄子君 | 都市建設課長 | 江本篤夫君 |
| 総務課長 | 千葉正義君 | 上下水道課長 | 亀谷裕君 |
| まちづくり政策課長 | 遠藤秀一君 | 会計管理者兼会計課長 | 菊地康弘君 |
| 財政課長 | 児玉安弘君 | 教育総務課長 | 青木朋君 |
| 税務課長兼徴収対策室長 | 村田充穂君 | 生涯学習課長 | 浪岡宜隆君 |
| 町民生活課長 | 吉川裕幸君 | 総務課危機対策室長 | 甚野敬司君 |
| 子ども家庭課長 | 小野政則君 | 税務課徴収対策室長 | 阿部友紀君 |
| 福祉課長 | 早坂基君 | 商工観光課企業立地推進室長 | 星正己君 |
| 健康推進課長 | 大友徹君 | 公民館長 | 村田晶子君 |

事務局出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 櫻井修一 | 主任 | 櫻井郁也 |
| 主事 | 佐藤みなみ | | |

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前１０時０１分　　開　　会

議　　長　（今野善行君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第１「会議録署名議員の指名」

議　　長　（今野善行君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番今野信一君及び11番渡辺良雄君を指名します。

---

日程第２「議会期間の決定について」

議　　長　（今野善行君）

日程第２、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

随時会議の議会期間は、本日１日間のみにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日１日間のみに決定しました。

---

日程第３「報告第１号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）」

議　　長　（今野善行君）

日程第３、報告第１号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

おはようございます。

それでは、よろしくお願いをいたします。

では、議案書１ページをお願いをいたします。

報告第１号　専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので同条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

２ページをお願いをいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分したものでございます。

記といたしまして、１、件名及び契約名でございます。令和６年大和町議会７月随時会議におきまして、議案第59号により議決をいただきました令和６年度道路改良工事（町道雷神線）でございます。

２、金額の変更でございます。議決をいただきました契約金額は4,675万円。変更後の契約金額は4,700万7,400円。契約金額の増額は25万7,400円でございます。

３、変更の理由でございます。本工事につきましては、路面及び既設側溝の劣化に伴います道路改良工事でございまして、側溝撤去工におきまして、既設側溝を撤去後に、底盤に厚さ10センチの基礎コンクリートが敷設されておりましたことから、その取壊しと運搬処分費用を増額をしたものでございます。また、現場精査によりまして、舗装表層工の面積を1,240平方メートルから1,300平方メートルに変更をしたものでございます。

令和７年１月24日専決。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で報告第１号の報告を終わります。

---

日程第４「報告第２号　専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）」

議　　長　（今野善行君）

日程第４、報告第２号　専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。

総務課長千葉正義君。

総務課長　（千葉正義君）

それでは、よろしくお願いいたします。

議案書３ページをお願いいたします。

報告第２号　専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第２項の規定により議会に報告いたすものでございます。

４ページがその専決処分書でございます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項につきまして、次のとおり専決処分いたしたものでございます。

初めに、専決処分事項につきましては、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号に該当する事件のうち、法律上、町の義務に属する賠償補償につきまして、１件50万円以下の範囲内におきまして、その額を定めること及びこれに伴う和解をすることでございます。

２の相手方につきましては、議案書記載のとおりでございます。

３の事故の概要につきまして、令和６年11月12日、相手方が自家用車で大和町が管理する農道新舞野志戸田２号線の落合舞野字一ノ坪地内を走行した際、農道舗装面に生じていた陥没箇所に落輪し、相手方自動車のタイヤ及びホイールが破損したものでございます。

４の損害賠償額につきましては、９万2,786円でございます。

５の和解の内容につきましては、本件に係る事故の過失割合を大和町７割、相手方３割とし、大和町は相手方に対し、損害額13万2,552円の７割、９万2,786円の支払い義務があることを認めまして、これを支払うことといたし、また、町、相手方の両当事者は本件について、今後裁判上・裁判外に問わず、異議申立て、請求を行わないこ

ととすることで、令和７年１月28日専決により和解したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

以上で報告第２号を終わります。

---

日程第５「報告第３号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）」

議　　長　（今野善行君）

日程第５、報告第３号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長　（小野政則君）

どうぞよろしくお願いいたします。

議案書５ページをお願いします。

報告第３号　専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条の第２項の規定により議会に報告するものであります。

６ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分をしたものです。

記として、１、件名及び契約名、令和６年大和町議会９月定例会において議案第75号により議決をいただきました令和６年度大和町もみじケ丘児童館長寿命化改修工事でございます。

２として、金額の変更でございます。議決をいただきました契約金額4,774万円。変更後の契約金額4,915万1,300円。契約金額の増額141万1,300円でございます。

３としまして、変更理由でございます。集会室及び図書室のタイルカーペットにおいて、当初撤去再利用することで計上しておりましたが、紫外線による劣化や結露により腐食等が確認されたことから、撤去新設に変更するものでございます。

また、排水設備において、多目的トイレを利用しながら施工することといたしておりましたが、冬季間でもあり職員及び児童の利用状況も増えたことから、施設外に仮設トイレを３台設置し、対応を行ったものであります。

令和７年１月31日専決をしたものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で報告第３号を終わります。

---

日程第６「議案第４号　令和６年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第６、議案第４号　令和６年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

それでは、よろしくお願いします。

議案書につきましては、７ページをお願いをいたします。

議案第４号　令和６年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）でございます。

令和６年度大和町の吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによるものでございます。

第１条は債務負担行為の補正でございまして、債務負担行為の追加につきましては、「第１表　債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、議案書８ページをお願いをいたします。

第１表債務負担行為補正の追加でございまして、宅地造成工事におきまして、事業区域内に移転新築計画が示されました黒川消防署建設予定地の安全度向上を図るため、造成計画を最大で1.5メートル高くし、浸水ハザードレベル２対応としましたことから、造成工事の造成面積影響範囲が７ヘクタールに及びまして、盛土量等が増となったことにつきまして追加のご承認をお願いするもので、期間につきましては令和６年度から令和９年度まで、限度額につきましては４億2,627万2,000円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で議案第４号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。９番馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

ただいまご説明いただきました盛土ということで、この提案って黒川消防署からあったのか、それとも黒川行政事務組合からあったのか、町から提案したのか、まずお尋ねいたします。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

馬場議員のご質問にお答えをさせていただきます。

こちらについての打合せの内容は、黒川行政事務組合のほうからだったかと記憶はしておるところでございます。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

９番馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

私気になるのは、どうしてこの時期に、ほぼほぼ造成が終わりかけているこの時期にこういう提案が来るのかというのと、黒川消防署だけ上げるだけでいいのかという

疑問が出てくるんですよね。全体として西部地区が浸水想定されるという今多分話があったんだけれども、ほかの住宅地もあったはずですよね。商用地とかね。黒川消防署だけ1.5メートル土盛りするというだけで大丈夫なんでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

馬場議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回レベル２相当ということで、1.5メートル最大で盛土させていただいた箇所については、1,000年に１度程度の浸水被害レベルというような形の中での最大値ということで、それらを緊急施設等の本部であるこの消防署については、そういった区域にはクリアするという形で今回高さを設定したという形になってございます。

全体的なレベル２相当までというのは、なかなかこの事業では難しいところで、そのエリアで７ヘクタールほど高さを新たに高くした部分がございますので、そういったところでは、若干ではありますが、危険性は少なくなってきているのかなというところではございます。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

９番馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

そもそもね、西部地区に黒川消防署が移転するというのは我々も分かってたんですよね。もちろん綿密に打合せをされてましたよね。いや、要は今の造成中に、例えばどこから国とか県からレベル２にしなきゃいけないという指示があったのというふうに聞こえますけれども、何で今時期なのかなというのがすごい腑に落ちないんだけれども、もう少し理由がね、レベル２は分かるんですけれども、黒川消防署だけというのはちょっとどうなのかと思うんだけれども、もう少しこうこうこういう理由あってこう上げるんですというのが欲しいんだけれども。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

それでは、馬場議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回の事業につきましては、公共団体施行という形の中で実施をさせていただいて、その区域につきましては、この公共施設である消防本部と、あと都市計画道路等の整備、公共施設の整備という形の中で公共団体施行というような事業をスタートさせていただいたと。

その中で、造成計画等を事業認可の際には、こちらで設定をした内容で来たところでございましたが、先ほど答弁申し上げました黒川消防本部については、そのレベル２をまずクリアしてほしいというような流れの中で整備を行ってきたところでございまして、その事業については、まずは事業認可をいただいた際に、概略の設計をさせていただいて事業認可を行ってきたところでございますが、その中で黒川消防本部が令和８年４月に開設をするという流れが、要望がございまして、それと併せて、その際にはレベル２をクリアする形というようなものとセットでの事業をスタートという形になりましたので、詳細についてはその流れの中で全体的な土量計算等を行ってきたというところがございました。

そういったところで、今現在というような形で今回追加をさせていただく内容については、その事業をスタートさせる時期と、それから開所時期に間に合わせるという形の中で、今回追加分についてお願いをするという形になったものでございます。

すみません、以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようなので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第４号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第７「議案第５号　令和６年度大和町落合ふるさとセンター大規模改修工事請負契約の変更について」

議　　長　（今野善行君）

日程第７、議案第５号　令和６年度大和町落合ふるさとセンター大規模改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

財政課長児玉安弘君。

財政課長　（児玉安弘君）

それでは、議案書の９ページをお願いいたします。

議案第５号　令和６年度大和町落合ふるさとセンター大規模改修工事請負契約の変更についてでございます。

令和６年大和町議会９月定例会議におきまして、議案第74号により議決をいただきました令和６年度大和町落合ふるさとセンター大規模改修工事の請負契約の変更について議決をお願いするものでございます。

変更の内容につきましては、契約の金額4,598万円、うち消費税418万円を、5,002万5,800円、うち消費税454万7,800円とするものでございます。

詳細につきましては、別冊の議案第５号関係資料でご説明させていただきますので、ご準備をお願いいたします。

初めに、現契約の内容についてでございます。

工事名は、令和６年度大和町落合ふるさとセンター大規模改修工事。

施工場所は大和町落合ふるさとセンターで、所在地は大和町落合相川字塚越２番地でございます。

請負代金額は、4,598万円。消費税を除いた金額は4,180万円。

契約相手方は、大衡村駒場字彦右衛門橋104番地６、熊田建業株式会社。

契約締結年月日は、令和６年９月17日。

完成期限は、令和７年３月14日でございます。

工事概要につきましては、建築工事一式として外壁改修工事ほか、電気設備工事一式として照明器具更新ほか、機械設備工事一式といたしまして屋内給排水設備更新ほかでございます。

続きまして、変更の理由でございます。

改修工事を進める中で、壁、床等を撤去いたしましたところ、床及び柱にシロアリ被害による腐食が確認されたため、建物内に同様の箇所がないか調査を行いましたところ、当初改修予定ではなかった箇所においても腐食が確認されたことから、増工の必要が生じたものであります。

また、外壁改修については、設計図書において金属サイディングを新設するとしたものの、金属サイディングを木造の建築物に施工する場合においては、胴縁を使用する外壁通気工法で施工する必要があることが判明したため、変更が生じたものであります。

そのほか、当施設の建設時、昭和56年度以降に修繕等が行われたものについて、竣工図書に記載がなく、解体を行うまで把握することができなかった既存の部材が施工を進める中で発生し、撤去数量等に含める必要性が生じた箇所について変更を行うものであります。

次に、主な変更の内容でございます。

初めに、建築工事につきましては、外壁改修・軒天改修工事ほかで、以下に記載のとおりであります。

次に、電気設備工事でございます。電気設備工事につきましては、照明器具の設置台数等を変更するものでございます。

次に、変更契約の内容でございます。

変更請負代金額は、5,002万5,800円。消費税を除いた金額は4,547万8,000円。

当初請負代金額に対する比較は、404万5,800円の増額であります。

変更仮契約締結年月日は、令和７年２月４日。

変更完成期限は、令和７年３月28日でございます。

次のページをご覧願います。

こちらが落合ふるさとセンターの平面図でございます。

赤色で着色した部分がシロアリ被害による腐食が確認された箇所でございます。そのほか、右側に追加等が必要となった主な工事内容を記載しております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で議案第５号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

ただいまの説明で、シロアリ箇所が発見をされて追加というところは理解できるんですけれども、その後の金属サイディング、新設を必要としたものというのは、これはどちらのミスなんですか。業者さんのミスなのか、町のほうのミスによって追加になったのか、この辺のところを説明をお願いをします。

議　　長　（今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長　（児玉安弘君）

ただいまの渡辺議員のご質問でございます。

サイディングは外壁にもともと施工する予定にしておりました。その際、胴縁必要だというところを設計のほうで見ておらず、ミスというよりかは設計に盛り込まなかった部分あったものですから、今回追加をお願いするものでございます。

以上です。

議　　長　（今野善行君）

11番渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

いや、ですので、今ご説明いただいたんですけれども、それはどちらの責任なのかと。業者さんの責任であれば、契約したときにおいて業者さんが漏らしたんであれば、それは業者さんが責任持ってやることであって、町の負担には該当しないんじゃないかという私の質問なんです。

議　　長　（今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長　（児玉安弘君）

ただいまの再質問でございます。

業者のミスというよりかは、設計図書のほうに盛り込まなかった町の責任ということで、今回追加をお願いするものでございます。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

ほかに質問ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第５号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第８「議案第６号　令和５年度橋梁上部工架設工事（仮称：下草橋）請負契約の変更について」

議　　長　（今野善行君）

日程第８、議案第６号　令和５年度橋梁上部工架設工事（仮称：下草橋）請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

それでは、議案書10ページをお願いをいたします。

議案第６号　令和５年度橋梁上部工架設工事（仮称：下草橋）請負契約の変更についてでございます。

令和５年大和町議会７月随時会議におきまして、議案第55号により議決されました令和５年度橋梁上部工架設工事（仮称：下草橋）の工事請負契約につきまして、次のとおり変更するものでございます。

記としまして、契約の金額２億3,100万円、うち消費税2,100万円を、２億3,805万2,100円、うち消費税を2,164万1,100円とするものでございます。

詳細につきましては、別冊の議案第６号関係資料でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

１ページをお願いをいたします。

１、現契約の内容についてでございます。

①工事名は、令和５年度橋梁上部工架設工事（仮称：下草橋）でございます。

②施工場所は、大和町落合舞野字新舞野地内外でございます。

③請負代金額は、２億3,100万円。消費税を除いた金額は２億1,000万円でございます。

④契約相手方は、仙台市青葉区中央１丁目６番35号、北日本機械株式会社仙台営業所でございます。

⑤契約締結年月日は、令和５年７月３日でございます。

⑥完成期日は、令和７年２月28日。

⑦工事概要につきましては、施工延長Ｌ＝220ｍ、幅員Ｗ＝7.0ｍの道路整備と併せまして、橋梁架設として２径間連続非合成鋼板桁橋、橋長Ｌ＝61.6ｍの施工を行うものでございます。

続きまして、２、変更の理由でございます。

今回の橋梁架設工におきましては、本線道路上に橋桁の地組みヤードを設けまして、トラッククレーンにより180度旋回し架設する計画としておりましたが、架設作業に向け、現場周辺の状況を改めて調査をした結果、現場は常時強風が吹きつけること等から、現計画による桁架設作業を行った場合、重機によるつり上げ距離及び時間が長いこと等から、横転の危険性が高いと判断をいたしたところでございます。

そのため、トラッククレーンのつり上げ旋回距離を最小限に抑えるための地組みヤードを河川堤防敷に設置するため、堤防への腹付け盛土と敷鉄板を増工するものでご

ざいます。

次に、３、変更の内容でございます。トラッククレーンの橋桁つり上げ旋回作業時の安全を確保するため、河川堤防への盛土量の増と敷鉄板面積をＬ＝600平米から1,020平米に変更するものでございます。

４、変更契約の内容でございます。

①変更請負代金額は、２億3,805万2,100円。消費税を除いた金額は２億1,641万1,000円。

②当初請負代金に対する比較は、705万2,100円の増額でございまして、消費税を除いた金額は641万1,000円でございます。

③変更仮契約の締結日につきましては、令和７年２月３日。

④変更完成期日につきましては、令和７年２月28日でございます。

２ページをお願いをいたします。

こちらの図面は施工位置図となってございます。

３ページをお願いします。

こちらにつきましては、当初架設計画の図面でございます。

４ページをお願いをいたします。

こちらが変更に伴います作業ヤード及び架設時のトラッククレーンの旋回図等を赤色で示しました変更計画図でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で議案第６号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第６号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第９「議案第７号　令和６年度橋梁補修工事（魚板橋外）請負契約の変更について」

議　　長　（今野善行君）

日程第９、議案第７号　令和６年度橋梁補修工事（魚板橋外）請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

それでは、議案書11ページをお願いをいたします。

議案第７号　令和６年度橋梁補修工事（魚板橋外）請負契約の変更についてでございます。

令和６年大和町議会７月随時会議におきまして、議案第56号により議決されました令和６年度橋梁補修工事（魚板橋外）の工事請負契約につきまして、次のとおり変更するものでございます。

記としまして、契約の金額１億2,859万円、うち消費税1,169万円を、１億4,883万4,400円、うち消費税1,353万400円とするものでございます。

詳細につきましては、別冊の議案第７号関係資料をご準備をお願いをいたします。

１ページをお願いをいたします。

１、現契約の内容についてでございます。

①工事名は、橋梁補修工事（魚板橋外）でございます。

②施工場所は、大和町吉田字魚板地内でございます。

③請負代金額は、１億2,859万円。消費税を除いた金額は１億1,690万円でございます。

④契約相手方は、黒川郡大和町小野字馬場94番地の55、我妻建設株式会社黒川営業所でございます。

⑤契約締結年月日は、令和６年７月10日でございます。

⑥完成期日は、令和７年３月28日でございます。

⑦工事概要につきましては、施工延長Ｌ＝68.39m、幅員Ｗ＝7.0m区間におきまして、記載の内容の施工を行うものでございます。

続きまして、変更の理由でございます。

今回の工事につきましては、橋梁上部工の補修のほか、橋梁の橋脚損傷部を橋桁から点検車両により目視確認調査を行い、その損傷箇所の断面修復を行う工事でございます。

現場着手に当たりまして、橋脚等への特殊つり足場の設置後にコンクリート表面の状態を目視及び打音検査等により確認いたしましたところ、事前調査時に使用しました点検車両のブームの長さでは確認が困難でありました下側の箇所におきましても、鉄筋の腐食によるコンクリートの浮き・剥離等が広範囲にわたっておりますことを確認したため、断面修復工を増工するものでございます。

次に、３、変更の内容でございますが、先ほどの変更によりまして、橋脚部の断面修復工の規模をＶ＝0.978立米から4＝4.43立米に変更するものでございます。

４、変更契約の内容でございます。

①変更請負代金額は、１億4,883万4,400円。消費税を除いた金額は１億3,530万4,000円。

②当初請負代金額に対する比較は、2,024万4,400円の増額。消費税を除いた金額は1,840万4,000円となるものでございます。

③変更仮契約の締結につきましては、令和７年２月３日に締結をし、④完成期日は、令和７年３月28日でございます。

２ページをお願いをいたします。

こちらは施工箇所の位置図でございます。

３ページ、４ページにつきましては、２か所ございます橋脚、それぞれの増工となります補修箇所につきまして、赤色でお示しをしてございます。

図面には当初調査をいたしました橋梁点検車での調査高さと、今回施工で設置しました特殊つり足場の設置高さを赤色破線にてお示ししてございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で議案第７号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。７番佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

金額、増工の金額を見てまず驚いたということが一番でございます。心配なのは、調査不足ということが届かなくて見えなかったということでありますけれども、私とすれば下部工までという考えは当初なかったのかなという感じでおりますけれども、あくまでも橋桁が中心だったのかなという、調査がね。後から足場かけてこういう見えたということでありますけれども、金額に驚いている。こんなにかかるものかということでございますので、そこら辺の説明をちょっとしてください。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

佐々木議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回調査をいたしましたのは、どうしても橋桁からの調査という形になりましたので、ブームの限界というのがございましたので、その部分よりも下の部分につり足場を当然かけた際に現地で確認がされたというところがございました。

また、金額でございますが、こちらにつきましては公表されている歩掛等を用いまして、その内容で修復、断面修復工ということで、左官工法といわれる修復法を採用しまして、そちらで一旦はつりながら新たにポリマーセメントモルタルを塗り付けるというような形の工法を採用して修復をするという形になってございますので、高額という部分には公表されてる歩掛ということを採用させていただいたので、その点はそれでよろしいのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

７番佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

鉄筋の劣化ということでありますので、表面に出ていたのか、それともコンクリートが弱ってて、そこをたたいて壊して確認を取ったのか。それで肉厚はどうだったの

か。肉厚、例えば鉄筋かぶり何ぼってありますよね。それをちゃんと今回はしたのかどうか、それだけ。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

橋桁から当初調査をした箇所がございますが、そちらの腐食箇所をまず見まして、その下からずっと打音検査をしていく形、上からですね。そうしますと、どうしても上部のほうで、その腐食断面が暴露した形の部分がございますので、そちらを伝ってどうも鉄筋の中のほうに入っていったという形がございます。それで剝離がどうしても出てきたという形になりますので、それを直接その場で確認をしないと、その部分は見えなかったという部分がございますので、それらを今はつって、それでモルタル修復をしておるという形になりますので、今後はこういった劣化等についての修復を、これで万全にしていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

すみません、答えが漏れてございましたが、かぶりにつきましては、あくまでも断面を修復してございますので、その正規の断面でございますので、前後部分を合わせましてございますので、かぶりそのものに関しては薄いという形ではなく、その部分を断面を修復する形ということで、亀裂が入ったところの部分がありましたので、それをなくすという形で今回やりますので、修復そのものはもともとの断面に合わせる形で、かぶりもそれで十分取れるという形にしてございます。

以上です。

議　　長　（今野善行君）

７番佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

大体分かりましたんですけれども、これらのほかにはちゃんと調査したんでしょうけれども、ほかには考えられないというか、十分に調査さらにして、長寿化は影響はないと確信できますか。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回も目視点検の部分に関しては、あくまでも通れる部分ということになりますので、橋そのものに関しましては、見えている部分までというのは今回調査をさせていただいた部分でございますので、橋そのもの全体をということになりますと、その部分に関しては見えない部分もございますので、その部分まではなかなか目の届くところはないかとは思いますが、今回確認をさせていただいた部分に関しては、今回劣化している部分を修復をさせていただいたというところでございまして、調査についても、あくまでもその見える部分までの調査で今回やらせていただいていたという形でございましたので、その辺をご理解いただければということでございます。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第７号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第１０「議案第８号　令和５～６年度大和町立吉岡小学校改築工事請負契約の変更ついて」

議　　長　（今野善行君）

日程第10、議案第８号　令和５～６年度大和町立吉岡小学校改築工事請負契約の変更ついてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

教育総務課長青木　朋君。

教育総務課長　（青木　朋君）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案書12ページをお願いいたします。

議案第８号でございます。令和５～６年度大和町立吉岡小学校改築工事請負契約の変更についてでございます。

令和５年大和町議会９月定例会におきまして、議案第73号により議決をいただきました令和５～６年度大和町立吉岡小学校改築工事の工事請負契約を変更することにつきまして、地方自治法第96条第１項第５号及び大和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、契約の金額です。当初の契約金額は29億6,340万円、うち消費税２億6,940万円でございます。

令和６年７月議会随時会議でご承認をいただいております第１回変更契約金額は、30億406万5,900円。うち消費税２億7,309万6,900円でございます。

今回お願いをいたします第２回目の変更契約といたしまして、契約金額を30億4,666万5,600円。うち消費税２億7,696万9,600円に改めるものでございます。

第１回変更契約金額からの変更によります増額は4,259万9,700円、うち消費税387万2,700円となるものでございます。

詳細につきましては、別冊の議案第８号関係資料でご説明をさせていただきますの

で、ご準備をお願いいたします。

１ページをお開き願います。

１番目の当初契約の内容についてでございます。

①工事名は、令和５～６年度大和町立吉岡小学校改築工事。

②施工場所は、大和町吉岡字町裏32地内でございます。

③契約金額は、29億6,340万円。消費税を除いた金額は26億9,400万円でございます。

④契約相手方は、宮城県仙台市若林区荒井４丁目３番１号、日本住宅株式会社仙台支店でございます。

⑤契約締結年月日は、令和５年９月15日。

⑥完成期日は、令和７年２月28日でございます。

⑦工事の概要につきましては、校舎棟、鉄筋コンクリート造３階建、延床面積7,345.67平方メートル。体育館、屋内運動場になりますが、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造２階建、延床面積1,601平方メートルでございます。プール附属棟、鉄筋コンクリート造平屋建、延べ床面積181.10平方メートル。総延床面積は9,127.77平方メートルを建築する工事でございます。

大きい２番の変更理由でございますが、建築工事を進める中で変更を必要とするところが出てきておりまして、その主なものといたしましては、外構工事の駐車場整備に当たりまして、対象範囲の土質を調査いたしましたところ、駐車場に必要な強度を下回ることが判明いたしましたことから、所定の強度を確保するための地盤改良工事を追加で行う必要があったものでございます。

また、校舎棟及び屋内運動場からの雨水を効率的に建物周辺に施工する側溝へ接続をするため、暗渠排水の施工延長を追加する必要があったものでございます。

さらに、校舎棟北側犬走等の地面から高低差がある箇所では、学校からの意見等を踏まえて、児童の安全対策のため、手すり等を設置し、転落防止を図る必要が生じたものでございます。

そのほか、工事を進めてきました中で、学校からの追加要望によります造作工事等の対応を要しましたことなどから、契約内容を変更するものでございます。

次に、大きい３番、主な変更の内容でございます。

地盤改良工につきましては、駐車場整備の路床安定処理としてセメント処理を行う範囲の1,840平方メートルを追加するもの。

屋外排水につきましては、暗渠排水による施工延長を26.5メートルから252メート

ルへ変更するもの。

金属工事は、校舎棟北側犬走の転落防止用の手すり111.4メートルを追加するもの。

その他工事につきましては、教室の荷物かけフック及びロッカーの数を学校からの追加要望により、それぞれ各教室の数量を36個から45個へ変更するものでございます。

２ページをお願いいたします。

次に、大きい４番、変更契約の内容でございます。

①は既に議決をいただいております第１回の変更契約の内容となり、変更後の契約金額は30億406万5,900円でございます。

当初の契約金額との比較では4,066万5,900円の増額で、消費税を除いた金額は3,696万9,000円の増額となっていたものです。

契約締結年月日につきましては、議決日の令和６年７月10日でございました。

②は今回の変更分となります。第２回目の変更契約の内容でございます。変更後の契約金額は30億4,666万5,600円で、消費税を除いた金額は27億6,969万6,000円になり、第１回変更契約後の現在の契約と比較した金額4,259万9,700円が今回増額となり、当初契約金額から見た増加率は1.44％増となるものでございます。なお、消費税を除いた金額は3,872万7,000円の増額となるものです。

変更仮契約の締結につきましては、令和７年２月３日に締結をいたしております。

③の変更完成期日は、令和７年２月28日で変更はございません。

３ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、施工場所、吉岡小学校の位置図でございます。

４ページをお願いいたします。

こちらは今回変更を要しました主な箇所を示した平面図になります。黄色の着色部分は、土質の強度を確保するための地盤改良を行いました範囲を示したものになります。

また、校舎棟の北側にオレンジ色で示しております部分につきましては、犬走と呼ばれるところに転落防止用の手すりを追加で設置した箇所になります。

さらに、青色の部分は暗渠排水を今回追加したところになりまして、緑色の部分につきましては、暗渠排水の追加に伴い設置しました集水ますを図示したものとなります。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で議案第８号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。４番平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

それでは、ロッカー等の個数の変更なんですが、改正義務標準法により、令和７年まで１クラス35人という形で決まっていると思われますが、46まで必要かどうか、ちょっと教えてください。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長青木　朋君。

教育総務課長　（青木　朋君）

それでは、平渡議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃられますとおり、１学級35人編制ということで、今段階的に進められてきております。それを見据えた設計をこれまで行ってきておりまして、３段の棚で36個ということで設計をしてきたわけでございますが、学校のほうと打合せを積み重ねてきた中で、児童が入れる以外にも各教室で物を入れるスペースということで棚を、またフックにつきましても、児童以外でもかけられるということで、ぜひこの46個に９個増やした形でお願いしたいという要望があって、全教室そのようにしたものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

４番平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

ロッカーというかあれですね、スペースの箱のことですね。承知しました。じゃあほかのクラスの用具等も入れるという形で使うということで理解でいいですよね。

議　　長　（今野善行君）

ほかに質疑はありませんか。１番本田昭彦君。

１　　番　（本田昭彦君）

駐車場の整備ということでのあれですけれども、あそこの駐車場にするところ、前の校舎が建っていた場所というふうに認識しておりますけれども、その辺で工事の段階で、掘削、解体工事等々で地盤が悪くなったのか、もともと悪かったのか、そういったところでの認識はどのようになっていますか。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長青木　朋君。

教育総務課長　（青木　朋君）

それでは、本田議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃられますとおり、こちらの当該箇所、駐車場にするところの箇所につきましては、以前の校舎が建っていたエリアでもございまして、当時実施設計するときには当然ボーリング調査等を行っておりますが、校舎、建物建っているところにつきましては、できない状況でもございました。それで、解体を行って掘削した中で、ある程度負荷された状態の土壌になってしまったことも一理ある部分と認識しております。そういったことも踏まえて、土質調査やって強度が足りないということでございましたので、今回施工に至ったわけでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

１番本田昭彦君。

１　　番　（本田昭彦君）

承知をしましたが、ちょっと私土木的な知識がないので分からないんですけれども、駐車場にそれだけ土壌改良して、何ていうんですかね、高強度を保つという、この強度のレベルがあるのかどうか分かりませんけれども、車止めるのにそんなにがっちりしなくてはいけないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長青木　朋君。

教育総務課長　（青木　朋君）

本田議員のご質問にお答えいたします。

今回土質調査を行いました結果といたしまして、ＣＢＲ土質試験というのを実施した結果からいいますと、当該エリアの数値につきましては、高いところで2.1という数値でありまして、こちらの駐車場として必要な数値というのは３、そちらの調査で３以上が理想ということでございましたことから、それに合った路床安定処理ということで今回施工を行ったものでございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

１番本田昭彦君。

１　　番　（本田昭彦君）

その基準は了解しましたが、先ほどの解体工事等々で掘ったりというところで、そういった影響もあったんだろうというふうに思いますけれども、これ建設というか、工事中に何ていうんですかね、傷めたというとおかしな話になりますけれども、ひどくなったんじゃないのかなというふうな気もしますので、その辺も何ですかね、これからいろんなほかの工事もあると思いますけれども、出てくると思いますけれども、そういったところも業者との打合せで気をつけてやっていただくような、その後のことも考えながら工事をやってくださいというとおかしいかもしれませんが、そういうところにも配慮していただければなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長青木　朋君。

教育総務課長　（青木　朋君）

本田議員のご質問にお答えいたします。

今後も施工、いろんな工事に共通しまして、そういったところを念頭に入れながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

ほかに質疑はありませんか。３番宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

すみません、暗渠排水26.5メーターから252メーターへ変更となっております。４ページの図面を見させてもらうと、いろいろ排水暗渠の場所が示されているんですが、もともとの場所はどの辺だったのか、なぜこんなに増えたのか教えてもらいたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長青木　朋君。

教育総務課長　（青木　朋君）

それでは、宮澤議員のご質問にお答えいたします。

もともと暗渠の排水につきましては、こちらの図面でいいますと、黄色の着色部分の駐車場へ北側の町道から乗り入れする斜面、それから、東側の中学校側から乗り入れする通路の路側に暗渠排水をする予定でございました。

それ以外につきましては、当初の設計では、屋根からの雨水につきましては雨どいを通じまして、流末はアスファルトの上に流れ、さらにその流れたものが側溝のほうに流入するという設計となっておりました。

やはり管理上のことを考えますと、路面を水が流れることで冬場などの凍結、そういったおそれも懸念がされますことから、今回地中を通る暗渠排水に変更したものでございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

３番宮澤光安君。

３　　番　（宮澤光安君）

納得いたしましたが、もう少し最初から分かっていたことじゃなかったのかなと思います。次回からもう少し検討していただければなと思いますのでよろしくお願いし

ます。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長青木　朋君。

教育総務課長　（青木　朋君）

宮澤議員のご質問にお答えいたします。

初めから分かる部分もあったかと思いますが、その辺、今後留意していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第８号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和７年大和町議会２月随時会議を散会とし、休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前１１時０３分　　散　　会